

令和2年4月2日

緊急を要するマンション感染者対応について

基本的には、居住者の方が新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断された場合、適切な感染対策が実施されていることを確認するために、保健所が対応することになります。

1. マンションで感染の疑いによりPCR検査を受けた場合、保健所の指示に従います。
2. 検査後に自宅待機となっていることから、自室から出ないことを順守していただくことになっています。
3. 自宅待機について、検査結果が判明するまで守ってもらうことにはなりますが、どうしても理解されないような場合は、早急に保健所へ連絡のうえ、待機要請を守るよう指示してもらいます。コールセンターに確認し保健所に相談するよう指示されています。
4. 以上のことが守られている間は、個人情報や理事会の一部及び問題を協議する者に限って共有し対応にあたるものとします。正しい情報開示の限界について話し決めてください。
5. 管理人・清掃人へは、日常の個人的な予防措置の重要性を指導・告知し、安全に作業ができるよう配慮をしなければならない。
6. 検査が陽性と判明した場合は、保健所の指示に従い対応します。居室の消毒等が保健所にて行われることになれば、自ずと感染者が知れることにはなりますが、誤解と偏見が起きないよう配慮を考えてください。
7. マンションにおいては、個人情報を守りながらも感染者が出たことを住民に告知し、更なる注意勧告を継続するものとします。
8. 既に感染の疑いを知った日に共有部分の消毒を行っています。今後の館内消毒について協議していただかなくてはなりません。
9. 陽性と判断された場合は、指定感染症の法律により指定病床に入院することになるが、今後、東京の病床が一杯になった場合について、都知事は4月2日のテレビで指定施設に収容するように努力していると話しているが、それ以上の感染拡大となると無症状病原菌保有者や軽症者が自宅療養になることも考えられることから、その場合の対応を考えておかななくてはなりません。
10. 告知例として、「みなさん全員がウイルスに対する免疫がありません。誰もが感染する可能性のある病気です。マンションで感染者が特定された場合であっても誹謗中傷や差別をされないよう居住者全員にお願いいたします」